

秋川溪谷戸倉体験研修センター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が秋川溪谷戸倉体験研修センター（以下「体験研修センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

新四季創造株式会社（以下「会社」という。）

※指定理由については、別紙「あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号による指定理由について」のとおりである。

(1) 会社の基本理念

会社は、市、あきる野商工会、秋川農業協同組合、あきる野市観光協会及び十里木・長岳農畜産物等直売組合が出資する第 3 セクターであり、市が地域活性化の拠点施設として位置付けている秋川溪谷瀬音の湯の管理・運営を主な業務として、「あきる野の人と大地を愛し、共に生きる。」「あきる野の歴史、文化、風土をその礎とする。」「あきる野の風景に調和する人の営みを創出する。」の 3 項目を基本理念としている。

(2) 経営の基本方針

地域活性化に貢献することを最大の使命として、地域との密接な連携を図りながら、地域企業としての戦略の中で、単に利益を追求することなく、地域に活力と豊かな創造をもたらし、ひとづくり・ものづくり・まちづくりを推進するため「地域に根差した活気ある社会づくりに貢献する。」「産業の振興、文化の発展を推進するための連携、共生を実現する。」「地域資源を地域資産として生かし企業活動を展開する。」「持続可能な社会づくりのため、産・学・官・民との協力研究を推進する。」「経営環境の変化に対応した健全な経営を実践する。」の 5 項目を経営の基本方針としている。

2 施設の概要

(1) 名称 秋川溪谷戸倉体験研修センター

(2) 所在地 あきる野市戸倉 325 番地

(3) 規模

ア 敷地面積	11,747.35 m ²
イ 建築面積	1,407.67 m ²
ウ 延床面積	2,584.73 m ²
うち、体験研修施設	1,960.73 m ²
体育館	624.00 m ²
エ グラウンド	4,397.00 m ²

(4) 施設内容

- 1 階 食堂、厨房、下処理室、トイレ、浴室、クラフトルーム、キッチンルーム、準備室、事務室、従業員用更衣室、機械室
- 2 階 宿泊室、メモリアルルーム（ラウンジ）、第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室、リネン室、トイレ
- 3 階 展示室、トイレ
ジオパーク関連：展示室、図書室、事務室、会議室、準備室

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙管理区域図に示すとおりとする。

※3階のジオパークに関連する部屋は、市が直接管理を行うため管理区域外とする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体験、宿泊、飲食及び展示に関すること
- (2) 団体への施設の貸出しに関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること

5 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

6 指定管理者の指定管理料

109,950,000円（指定期間における総額）

7 提出書類

会社は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成29年9月8日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について（平成27年度～平成29年度）

- ア 会社の運営方針における取組について
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について
 - (ア) 各種自主事業やサービス向上の取組など
 - (イ) 収支予算の決算状況など

(2) 事業計画書

- ア 施設の運営方針について
- イ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
各種自主事業やサービス向上の取組など
- ウ 施設の管理運営について
事業計画書
- エ 人員体制について
 - (ア) 職員の配置計画
 - (イ) 職員の研修計画
- オ 収支見込みについて
収支予算書（平成30年度～平成34年度）
- カ 個人情報の保護対策及び情報公開について
- キ 苦情処理体制について
- ク 危機・安全管理体制について
- ケ 地域や市内事業者、他施設等との連携について

(3) 会社の状況について

- ア 事業者概要（様式は任意）
 - (ア) 団体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）
 - (イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載）
 - (ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分か

- る内容のもの) 及び施設管理運営の実績
- (エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類 (様式は任意)
最新のもの
- ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等
法人の場合は現在事項全部証明書、法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の身分証明書 (申請の日前3か月以内に発行されたもの)
- エ 印鑑証明 (申請の日前3か月以内に発行されたもの)
- オ 財務関係書類 (様式は任意)
指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類)
- カ 納税証明書等
 - (ア) 法人税 (法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書)
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 法人事業税 (法人格を有しない団体の場合は、必要なし)
 - (エ) 法人住民税 (法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書)
- キ 労働保険に加入していることを証する書類 (確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し (直近のもの))
- ク 社会保険等に加入していることを証する書類 (社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し (直近のもの))
- ケ 就業規則 (又は就業規則に準じるもの)

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

会社から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) において、提出書類とプレゼンテーション (業務内容提案) を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、会社からの説明を 15 分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」「普通」「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目	評価		
	良い	普通	悪い
1 会社の経営方針におけるこれまでの取組について			
2 施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3 施設の運営方針について			
4 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
5 施設の管理運営について			

6	人員体制について			
7	収支見込みについて			
8	個人情報の保護対策及び情報公開について			
9	苦情処理体制について			
10	危機・安全管理体制について			
11	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
12	会社の状況について			
評価合計				

10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、会社を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

11 審査結果

選定委員会の審査結果については、会社に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。